福井県立病院薬剤部

一般名処方調剤報告および後発医薬品変更調剤報告の運用変更について

平素より、当院の院外処方の応需に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

現在、当院が発行する院外処方箋を応需した保険薬局において、一般名処方に係る調剤および後発医薬品への変更調剤を行った際に、当院採用薬以外を調剤した場合、初回・変更時のみ FAX で報告くださるよう依頼しておりましたが、このたび、厚生労働省通知を参考に、下記のとおり FAX での報告を不要とし、お薬手帳等で確認することとしました。ご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

記

## 1 変更内容

- ・一般名処方調剤報告および後発医薬品変更調剤報告について、保険薬局からの FAX での報告 は不要とし、変更調剤等に係る情報提供方法をお薬手帳等とする。
- 2 運用変更日

令和7年4月1日

## 3 備考

- ・お薬手帳の発行・記載を行い、医療機関受診時には手帳を持参し、提示するように指導をお 願いします。
- ・治療上必要と思われる内容については、従来どおり報告くださるようお願いします。

## 参考通知①②(一部抜粋)

① 処方箋に記載された医薬品の後発医薬品への変更について(平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号) 第 3 変更調剤を行う際の留意点について

保険薬局において、銘柄名処方に係る処方薬について後発医薬品(含量規格が異なるもの及び類似する別剤形のものを含む。)への変更調剤を行ったとき又は一般名処方に係る処方薬について調剤を行ったときは、調剤した薬剤の銘柄(含量規格が異なる後発医薬品を調剤した場合にあっては含量規格を、類似する別剤形の後発医薬品を調剤した場合にあっては剤形を含む。)等について、当該調剤に係る処方箋を発行した保険医療機関に情報提供すること。ただし、当該保険医療機関との間で、調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供の要否、方法、頻度等に関してあらかじめ合意が得られている場合は、当該合意に基づいた方法等により情報提供を行うことで差し支えない。

② 疑義解釈資料の送付について (その2) (平成24年4月20日事務連絡)

## 【処方箋料】

(問 43) カルテには、できるだけ詳しい情報を記載しておくことが望ましいとは思うが、一般名を記載した処方箋を発行した場合に、実際に調剤された薬剤の銘柄等について保険薬局から情報提供があった際に、薬剤の銘柄等を改めてカルテに記載しなければならないのか。

(答)改めてカルテに記載する必要はない。発行した処方箋の内容がカルテに記載されていればよい。

問い合わせ先:薬剤部 吉川

TEL 0776-52-6487

FAX 0776-52-6488